

B 詳細情報 ①触・布達類年表（岩手県）

No	遊所名	年号	西暦	布達番号	史料タイトル	内容	出典	史料No
1		安永8年	1779			「遊女躰之者召抱渡世商売」の禁止を確認	「雑書」（もりおか歴史文化館蔵）	1
2	津志田	文化7年	1810			津志田に茶屋町を設置し売女を呼び寄せる	「たけたからくり」第三巻（岩手県立図書館蔵）	
3	津志田	文政6年	1823			茶屋女の引き取りが命じられる	「大國大明神御建立被遊」（『津志田遊廓志』所収、岩手県立図書館蔵）	
4	盛岡					盛岡城下に御免茶屋が設置	「内史略」后十（『岩手史叢 第四巻』岩手県文化財愛護協会、1974年）	5
5	津志田	嘉永3年	1850			津志田に家作が命じられ、八幡丁など城下から移転	「内史略」后十三（『岩手史叢 第五巻』岩手県文化財愛護協会、1975年）	6
6	津志田	安政元年	1854			遊女屋が再び御制禁となる	「内史略」后十七（『岩手史叢 第五巻』岩手県文化財愛護協会、1975年）	7
7		明治5年11月5日	1872			無願の御免茶屋と唱える遊女屋同様の者・料理茶屋渡世の者は一切廃止、貸座敷・料理茶屋渡世者は再度出願し鑑札下げ渡しのこと	「鍵屋日記」（『津志田遊廓志』所収、岩手県立図書館蔵）	8
8		明治5年11月5日	1872			芸者・酌取・飯盛・洗濯女の類は一切廃止、改業難渋者は本人が出願し鑑札下げ渡しのこと、芸者・酌取で売女同様所業者はほかに飯盛の鑑札も出願のこと	「鍵屋日記」（『津志田遊廓志』所収、岩手県立図書館蔵）	9
9		明治7年10月22日	1874	岩手県第185号布達		遊女ほか飯盛等の所業を一己の存意にて出願する者は芸妓・飯盛の名義にて稼方許可	『岩手県布達全書 三 明治七年』（岩手県第一課、1878年） 岩手県文書（大島論文所収）	10
10		明治10年5月3日	1877	岩手県布令坤第62号	貸座敷娼妓取締規則	貸座敷営業14ヶ所の指定公認、免許鑑札・賦金制、新規不許可、契約の検閲、指定地外営業の禁止、検閲の義務化、密告義務	岩手県文書（大島論文所収）	
11		明治14年7月9日	1881	岩手県甲第148号布達	娼妓貸座敷規則	娼妓の他県への出稼ぎの認可、検閲頻度の増加	岩手県文書（大島論文所収）	
12		明治18年2月14日	1885	岩手県甲第9号布達	貸座敷取締規則・娼妓取締規則	貸座敷の看板の設置と夜間点灯、遊客の族籍・住所・指名・年齢詳記の客帳作成と警察への協力義務の強化	岩手県文書（大島論文所収）	
13		明治18年2月14日	1885	警坤第2号	貸座敷娼妓取締規則取扱手続	貸座敷娼妓の営業出願手続、台帳・免許鑑札の書式、転出・出稼手続、賦金未納の対応等	『岩手県警察史』（岩手県警察本部、1957年）所収	
14		明治23年3月22日	1890	岩手県令第19号	貸座敷娼妓取締規則	客帳の3年保存義務、娼妓の廃業時の取締人の署名・印鑑の必要、娼妓の区域（遊廓）外外出禁止	岩手県文書（大島論文所収）	

15		明治33年10月16日	1900	岩手県令第64号	貸座敷取締規則	娼妓取締規則の関連諸規則	岩手県文書（大島論文所収）
16		明治33年10月16日	1900	岩手県令第65号	娼妓取締規則施行細則	娼妓取締規則の関連諸規則	岩手県文書（大島論文所収）
17		明治33年10月16日	1900	岩手県令第66号	娼妓健康診断施行細則	娼妓取締規則の関連諸規則	岩手県文書（大島論文所収）
18		昭和3年11月26日	1928	岩手県令第51号		盛岡八幡町遊廓の新指定地（盛岡市大字東中野字茶畑・同字百目木）への移転命令	岩手県文書（大島論文所収）
19		昭和3年11月26日	1928	岩手県告示第640号		盛岡八幡町遊廓の新指定地（盛岡市大字東中野字茶畑・同字百目木）への移転命令	岩手県文書（大島論文所収）
20		昭和3年12月24日	1928	岩手県令第52号		盛岡市菜園の県立農学校跡地を三業地に指定	岩手県文書（大島論文所収）
21		昭和3年12月24日	1928	岩手県訓令第39号		盛岡市菜園の県立農学校跡地を三業地に指定	岩手県文書（大島論文所収）
22		昭和4年12月27日	1929	岩手県訓令乙第49号		三業地指定の取り消し	岩手県文書（大島論文所収）
23		昭和5年11月13日	1930	岩手県令第24号		盛岡八幡町遊廓移転計画の無期延期	岩手県文書（大島論文所収）
24		昭和8年6月9日	1933	岩手県令第13号		娼妓の外出自由許可	岩手県文書（大島論文所収）

参考文献) 大島晃一「岩手県の公娼制度と廃娼運動」(『岩手県近代史覚書』本の風景社、2002年)